

1 いじめ防止等の基本的な考え方・姿勢

いじめとは、子供に対して一定の人間関係にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じていることを指します。

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

大仁北小学校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子供にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の子供が楽しく心豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるために、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に、組織的に取り組んでいきます。

2 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

ア 教職員と子供の信頼関係作りを進めます。(人権意識の確立)

- ・子供の言動の背景に目を向けた子供理解に努め、どの子に対しても一人の人間として尊重する態度で接します。
- ・悩みや不安を抱える子供には、共感的に関わり、可能な限り、自らの力で解決できるように助言や援助に努めていきます。

イ 子供同士の関わりを大切にし、認め合い共に成長していく機会を設定します。

- ・学級活動、児童会活動において、自主的活動の場をより多く設けることにより、自己有用感を育むとともに、生活上の諸問題を自らの力で解決できる力を育みます。
- ・静岡県教育委員会発行の冊子「人間関係プログラム」を利用して、子供間のよりよい人間関係を築けるよう、支援していきます。

ウ 子供の活動や努力を認め、自己有用感を育む授業づくりに努めます。

- ・みんなで授業を創り上げていくという意識をもたせます。
- ・自由に発表できる雰囲気大切に、お互いの考えを認め合える授業を目指します。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、いじめについて考える機会の設定を行います。

- ・道徳の時間において、一つ一つの道徳的価値について自己への問いかけが深められるように努めます。
- ・学級活動、児童会活動において、子供がいじめについて主体的に考えるとともに、子供が自らいじめをなくそうとする活動の設定に努めます。

オ 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- ・子供に関する情報を共有・交換する場を設け、子供の実態に応じた適切な支援・指導の実現を図ります。
- ・子供に関する情報や指導過程について、確実な引き継ぎを行い、継続的な指導を実現します。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア 子供の実態把握のチェックポイント

- ・日頃と違う表れが見られないか。理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。
- ・落ち着きがない、おどおどしている様子はないか。

- ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか。
- ・特定の子供が失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。
- ・友達からの挨拶や言葉掛けが少ない子供はいないかなど。

イ 早期発見の手立て

- ・全教職員で子供の様子に注意を払い、また、担任は日記等も通して、日々子供理解に努めます。
- ・全職員による「生徒指導打ち合わせ」を月1回もち、子供の情報の共有を図るとともに、いじめ防止等の対応について協議します。
- ・いじめアンケート及びアンケートにもとづく教育相談「あのねタイム」を年5回実施し、教師と子供との温かい人間関係を築き、子供が相談しやすい環境を整え早期発見に努めます。
- ・子供及び保護者がスクールカウンセラーに気軽に相談できるよう、訪問日を通知します。また、訪問日には授業参観等積極的にスクールカウンセラーが子供とふれあう場を設けます。高学年においては、スクールカウンセラーを講師に、SOSの出し方等に関する授業を実施します。

ウ いじめに対する措置

- ・いじめを発見した、またはその疑いがあるときは、校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、対策委員会を開催します。対策委員会は、問題解決まで継続的に行っていきます。
- ・対策委員会によって、具体的な対応方針や指導計画を決定します。全教職員参加の対策委員会でない場合は、全教職員へ周知します。
- ・最も信頼関係ができている教職員を中心に対応し、「最後まで守る」という意思を伝えます。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担します。

(3) 組織の設置

- ア いじめへの早期対応の取り組みを実効的に行うために、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。
- イ いじめ不登校対策委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集します。最終的意思決定権者は校長とします。
- ウ いじめ不登校対策委員会の委員は、「生徒指導主任・校長・教頭・教務・養護教諭・学年主任・担任」で構成します。案件によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関の参加を求めていきます。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ア 情報モラル教育を推進し、子供がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう指導します。
- イ 講師を招聘し、携帯電話やインターネットについて、子供や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、いじめ防止のための啓発活動に努めます。
- ウ インターネットやSNSの利用によるいじめを認知した場合、以下のように対応します。
 - ・証拠を保存（日時、内容、サイト名、URL等）および掲示板管理者への削除の依頼をします。
 - ・管理者に依頼しても削除されない場合、プロバイダに削除を依頼します。
 - ・相談機関（伊豆中央警察署生活安全課、地方法務局）に相談します。
 - ・インターネット上での誹謗中傷は、人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした

態度で指導します。

- ・保護者に事実を伝え、（ケースによっては）今後のインターネットの利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設けます。

エ 1人1台端末の使い方について、学校統一のルールを作り、指導の徹底を図ります。また、保護者の方にも学校便りや生徒指導からのお知らせ等で周知できるようにしていきます。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談にするものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。そのため、日常的に所轄の警察署（伊豆中央警察署）等と連携していきます。

イ いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、伊豆の国市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、連携強化に努めていきます。

ウ いじめがあった場合には、保護者の皆様に以下のことを伝えします。

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示し再発防止への協力をお願いします。
- ・解決するまで学校が主となって取組み、解決後も定期的に学校の様子を報告します。
- ・保護者間の争いが起こらぬよう対応することは当然ですが、やむを得ない場合は、教育委員会等第三者の協力を得て、対応にあたります。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

次に該当する事案が発生した場合、校長は重大事態と判断します。

- ・保護者が、「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てた場合
- ・いじめにより子供の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態への対応

ア 直ちに伊豆の国市教育委員会に報告します。

イ 教育委員会の判断で、「学校」または「委員会」のいずれかを重大事態の調査主体とします。

ウ 学校が調査主体となる場合には、学校の下での重大事態の調査組織を設置します。組織の構成については、SC、SSW、警察官のSS等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）等の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保します。

4 年間計画

月	教職員	児童
4	・子供を語る会（いじめ不登校対策委員会） ・職員研修「子供の人権・不適切な言動の防止」	・学級開き
5	・生徒指導打合わせ ・保護者面談（希望）	・あのねアンケート（いじめアンケート） ・あのねタイム（教員と児童の相談タイム）
6	・生徒指導打合わせ	・6年SOSの出し方等に関わる授業 ・あのねアンケート（いじめアンケート） ・あのねタイム（教員と児童の相談タイム）

7	・生徒指導打合わせ ・保護者面談（悉皆）	・5年SOSの出し方等に関わる授業
9	・生徒指導打合わせ ・職員研修「いじめ防止基本法等について」	・あのねアンケート（いじめアンケート） ・あのねタイム（教員と児童の相談タイム）
10	・生徒指導打合わせ ・子供を語る会（いじめ不登校対策委員会） ・保護者面談（希望）	
11	・生徒指導打合わせ	・あのねアンケート（いじめアンケート） ・あのねタイム（教員と児童の相談タイム）
12	・生徒指導打合わせ ・保護者面談（希望）	
1	・生徒指導打合わせ	・セクハラ等アンケート
2	・生徒指導打合わせ ・本年度の振り返りと来年度の方向性	・あのねアンケート（いじめアンケート） ・あのねタイム（教員と児童の相談タイム）
3	・生徒指導打合わせ ・幼小連絡会 ・小中連絡会	

5 いじめの相談窓口等について

(1) 担任

日頃から、子供や保護者との信頼関係を築き、何でも話せる雰囲気をつくり、日常的に相談できるように努めます。

(2) 教頭、生徒指導主任、養護教諭

担任以外にも相談できる窓口をつくり、子供や保護者が相談しやすい体制を整えます。また、子供や保護者以外の外部からの相談に対する窓口にもなります。

(3) スクールカウンセラー

スクールカウンセラーの来校日を子供や保護者に周知し、スクールカウンセラーを積極的に活用できるようにします。

(4) 外部相談窓口

学校以外の相談窓口も子供や保護者に周知していきます。

伊豆の国市教育委員会 055-948-1444

24時間こどもSOSダイヤル0120-0-78310

児童相談所虐待対応ダイヤル189

等

いじめ対応フロー図

情報収集(聞き取り)・安全の確保

いじめの疑い・通報・発見

発見

- ◆いじめの現場を発見
- ◆日常の観察(「サイン」や「変化」)
- ◆本人や保護者からの訴え
- ◆児童・生徒・保護者などからの情報 等

できるだけすみやかに対応

必ず複数の職員で対応

- 予断を挟まず丁寧に聞く
- できる限り多くの情報
- 聞き取る内容
 - ・いつ ・どこで ・誰が
 - ・何を ・どのように

【聞き取りの際の注意事項】

- ①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
- ③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
- ④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
- ⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

最優先

抱え込まず、即報告

- ◎学年主任
- ◎生徒指導主任
- ◎校長・教頭・主幹教諭 等

学校いじめ対策組織

できるだけすみやかに開催

- ◆事実確認
- ◆協働体制の確立
- ◆対応方針の決定・共通理解

いじめの疑いの段階で開催(組織で判断)

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応

事案の状況により、対応者を決定(担任・学年主任・教育相談・養護教諭等)

■ 初期の組織対応

- (1)情報の整理・共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況 等
- (2)対応方針の決定
 - ・心のケア
 - ・関係者の指導・支援
 - ・保護者との協働

■ メンバー

- 校長・教頭・教務
- 生徒指導主任
- 学年主任 担任
- 養護教諭
- SC SSW など

助言

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールロイヤー など

保護者

教育委員会

警察

医療機関

いじめが解消された状態とは？

- (1)いじめの行為が止んでいること(少なくとも3か月間)
- (2)被害を受け九子供が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめの未然防止に向けた取組

報告・共有・組織対応